

財政援助団体等監査結果報告書

- 1 監査の対象 指定管理者 社会福祉法人大和善隣館
 管理施設 小松市立蓮代寺子育てセンター
 所管課 教育委員会事務局 生涯学習課

2 選定理由

小松市立蓮代寺子育てセンターは、今回が初めての監査であることから監査対象とした。

- 3 監査の種別 公の施設の指定管理者監査

- 4 監査実施日 令和4年11月29日

- 5 監査実施場所 小松市立蓮代寺子育てセンター

6 監査の範囲

令和3年度の小松市立蓮代寺子育てセンター管理運営費にかかる出納、その他の事務事業の執行状況

- 7 監査の実施体制 監査委員 小栗 厳、監査委員 表 靖二

8 監査の実施手続

監査にあたっては、あらかじめ必要と認めた事項を要記した監査資料及び関係帳票の提示を求め、学識経験者及び監査委員事務局職員が管理委託に関する内容等の閲覧、帳簿突合、質問及び現地確認等の予備監査を行った。

監査当日は小松市立蓮代寺子育てセンターにおいて、社会福祉法人大和善隣館関係職員並びに所管課である教育委員会事務局教育次長ほか生涯学習課関係職員同席の下、監査資料に基づき説明を受けた後、事務の執行状況等を聴取するとともに、質疑応答を交わした。

なお、この財政援助団体等監査において、地方自治法第199条第8項の規定により学識経験者として、北陸税理士会小松支部所属の税理士を選任し、予備調査を依頼した。その調査結果及び意見を聴き、これを監査の参考とした。

9 監査の着眼点

監査の主な着眼点は次の通りである。

- (1) 施設及び設備の維持管理は、仕様書等どおり適切かつ効率的に行なわれているか。
- (2) 利用促進ならびに利用者サービスの向上のための取り組みはなされているか。
- (3) 公の施設の管理にかかる収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (4) 指定管理者に対する所管課の指導監督は適切に行われているか。

10 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行は、次のとおり改善を要する事項があったので、適切な措置を講じられたい。事務処理上にわたる注意事項は、監査の過程において当事者に指導したので本書には省略した。

(1) 改善要望

<教育委員会事務局生涯学習課>

ア. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 63 号。以下「国基準」という。)が定める放課後児童健全育成事業に従事する者の資格及び員数の基準は、児童福祉法の改正(令和 2 年 4 月 1 日施行)により、国が一律に定める「従うべき基準」から地域の実情に応じ市町村が定めることができる「参酌すべき基準」に変更されている(児童福祉法第 34 条の 8 の 2 第 2 項)。

現行の本市の放課後児童健全育成事業に従事する者の資格及び員数の基準(以下「市基準」という。)は、小松市放課後児童健全育成事業に関する条例(令和 2 年小松市条例第 37 号。以下「市条例」という。)第 2 条の規定により国基準と同じく利用児童の員数にかかわらず支援単位ごとに支援員 2 人以上(うち 1 人は補助員でも可)とされているが、時間帯や曜日によっては利用児童の人数が少なく、必ずしも市基準どおりの支援員等を配置しなくとも利用児童の支援に支障がない場合があると考えられることから、利用の実態に応じ柔軟な対応が可能となるよう市基準の見直しを検討されたい。

(なお、市基準の見直しにあたっては、利用登録時などに、利用時間、利用する曜日を聞くなどして、事前に児童数が少なくなる時間帯、曜日を把握するよう委託団体を指導するとともに、支援員等が減員された時間帯、曜日における利用児童の安全確保方策を実施主体である市が定め、それによる対策を講じるよう委託団体に徹底されたい。)

イ. 放課後児童健全育成事業は、国・県が 3 分の 1 ずつその経費を補助し、市が実施する事業であることから、国・県の補助金(交付金)交付要綱や、事業実施基準等の規定を遵守する必要がある。本市においては放課後児童健全育成事業の実施を社会福祉法人等の団体に委託していることから、市は事業実施主体として委託団体にもその遵守を徹底する必要がある(国の子ども・子育て支援交付金交付要綱第 5 条第 4 号及び第 9 号は「市町村は、市町村以外の者が行う交付対象事業に対して、この交付金をその財源の一部とする補助金等を交付する場合には、間接補助事業者(=委託先の社会福祉法人等の団体)に対して所定の条件を付さなければならない。」とする。)。具体的には、経費区分の変更の制限、事業により取得した財産で国有財産法の規定により処分が制限されている財産の処分の際の承認及び処分した収入の返納の規定、消費税仕入れ控除額が確定した場合の報告、文書の保管期限などであるが、

基本協定書及び年度協定書（指定管理者の場合）、委託契約書（事業を委託する場合）、補助金交付要綱（補助金として交付する場合）にこれらの規定がないものや規定があっても国要綱や基準と齟齬があるものがあることから、今一度これらの規定につき整理するとともに、委託先である社会福祉法人等の団体に国の補助金交付の要件等についても根拠なども含め正確に規定し、より適正な事務執行に努められたい。

11 監査の結果に添える意見

<教育委員会生涯学習課>

ア. 市基準によれば、放課後児童健全育成事業所の専用区画の面積は、児童一人につき概ね 1.65 平方メートル以上とされており、蓮代寺子育てセンターについても一応基準は満たしているものの、新型コロナウイルス感染症流行時の児童の利用も想定してみると若干狭い。市基準は、国基準と同様の面積となっているが、児童一人についての面積の要件も地域の実情に応じ市町村が定めることができる「参酌すべき基準」であり、安心して生活できるスペースを確保されるよう蓮代寺子育てセンターの児童一人当たりの区画の拡大を検討されたい。

イ. 本市の放課後児童健全育成事業は、本市が設置する公の施設である「子育てセンター」（市条例第 4 条）の指定管理と合わせて委託されるもの（以下「指定管理型児童クラブ」という。）と、学校等の施設を実施場所とした事業（市条例第 3 条第 1 号及び第 3 号）が委託されるもの（以下「その他児童クラブ」という。）とがあるが、放課後児童健全育成事業を委託された社会福祉法人等が委託事業の実施に際して遵守すべき事項は、指定管理型児童クラブとその他児童クラブで変わらない。他方、例えば、指定管理型児童クラブでは加入すべき損害賠償責任保険の保険金額が決められているが、その他児童クラブでは損害賠償責任保険への加入は規定されているものの保険金額までは示されておらず、逆に利用児童の傷害保険の加入については、指定管理型児童クラブでは規定がなく、その他児童クラブでは保険金額の規定はないが加入義務については規定しているなど、運用上のルールが複雑で十分に整理されているとは言えない。制度の運用がシンプルなものとなるよう、放課後児童健全育成事業の位置づけについて整理するとともに、運用ルールをできるだけ単純にして制度改正時の事務負担の軽減を図られたい。